汚泥再生処理センター整備・運営事業
実施方針

令和８年８月

穂高広域施設組合

用語の定義

本実施方針で用いる用語を次のとおり定義します。

用　語	定　義
組合	穂高広域施設組合をいう。
組織市町村	安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村及び麻績村の１市１町４村をいう。
処理対象物	組織市町村のうち、安曇野市、池田町、松川村、生坂村及び筑北村で発生するし尿、浄化槽汚泥及び集落排水施設汚泥を総称していう。
汚泥再生処理センター	処理対象物を処理する施設をいう。
本事業	組合が実施する汚泥再生処理センター整備・運営事業をいう。
本施設	本事業において整備・運営される汚泥再生処理センターをいう。
ＤＢＯ方式	公共が資金調達し、Design(設計)、Build(施工)、Operate(運営)を一括して民間に委託する方式をいう。
応募者	本事業の入札に参加するため、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出する企業または応募グループをいう。
認定者	応募者のうち、組合から参加資格を認定された者をいう。
入札参加者	認定者のうち、組合から事業価格の入札を認められた者をいう。
落札者	入札参加者のうち、本事業を落札した者をいう。
事業契約	組合と落札者の間で締結される３つの契約（基本契約、設計・建設工事請負契約及び運営業務委託契約）をまとめていう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る組合と落札者の間で締結される基本協定書に基づく協定をいう。
応募グループ	本事業の入札に複数の企業で応募する場合において、構成員からなる企業グループをいう。
構成員	本事業の入札に応募グループで参加する場合において、応募グループを構成する企業をいう。
代表企業	単独の企業で本事業に参加する場合には、当該企業を指し、応募グループで参加する場合には、構成員を代表して、応募手続等を行う企業をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営業務	本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。
建設請負事業者	落札者のうち、設計・建設業務を担当する企業または特定建設工事共同企業体をいう。

用　語	定　義
共同企業体	建設請負事業者が特定建設工事共同企業体の場合における特定建設工事共同企業体をいう。
運営事業者	落札者のうち、運営業務を行う企業または特別目的会社をいう。
特別目的会社	運営事業者が特別目的会社の場合において、落札者が運営業務を実施するために会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として、安曇野市内に設立する会社をいう。
選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、組合が設置する事業者選定委員会をいう。
入札説明書類	本事業の入札公告の際に配布する入札説明書、落札者決定基準、要求水準書、様式集、基本協定書案及び各種契約書案であり、本事業に関する要求水準、契約条件、応募者の選定基準等を示す資料をいう。
価格以外の要素	技術提案書の審査において、本事業の実施に関する技術的な提案内容について評価する要素をいう。
価格要素	入札書の審査において、評価する要素をいう。
技術点	価格以外の要素に係る評価結果を点数化したものをいう。
価格点	価格要素に係る評価結果を点数化したものをいう。
総合評価点	技術点と価格点を合計した点をいう。
し渣	処理対象物に含まれている、前処理設備で除去される紙類、プラスチック類、繊維類等のことをいう。
固液分離・希釈放流方式	処理対象物に凝集剤等を用いて固液分離を行い、分離液を下水道排除基準に適合するまで希釈し、下水道に放流する処理方式のことをいう。
助燃剤	汚泥再生処理センターから発生する汚泥を加工することで、焼却施設の燃料として利用することが可能なものまたは焼却施設における使用燃料の節約に資するもので、汚泥の含水率が70%以下である資源化物をいう。

目　次

1　事業内容に関する事項……1
（１）事業内容……1
（２）落札者が実施する業務の範囲……2
（３）組合が実施する業務の範囲……5
（４）建設請負事業者及び運営事業者の収入（組合からの支払分）……6

2　募集及び選定に関する事項……7
（１）募集及び選定スケジュール（予定）……7
（２）参加資格要件……8
（３）審査及び選定……12
（４）落札者決定後の手続き……15
（５）著作権……15
（６）費用負担……15

3　建設請負事業者及び運営事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項……16
（１）想定されるサービスの水準・仕様……16
（２）想定されるリスク及び分担……16
（３）組合による事業の実施状況の監視……16

4　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項……18
（１）本施設の立地条件……18
（２）施設規模……18
（３）本施設の配置……18

5　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項……19

6　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項……20

７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 ····· 21
（１）法制上及び財政上の優遇措置等に関する事項····· 21
（２）財政上及び金融上の支援に関する事項····· 21
（３）その他の支援に関する事項····· 21

８　その他本事業の実施に関し必要な事項····· 22
（１）議会の議決····· 22
（２）実施方針に関する手続き····· 22
（３）本事業に関する問い合わせ先····· 22

添付様式　汚泥再生処理センター整備・運営事業実施方針に関する意見・質問書
別紙１　　事業スキーム図（参考）
別紙２　　本事業に係るリスク分担
別紙３　　全体配置計画（イメージ図）

1　事業内容に関する事項

（1）事業内容

ア．事業名称

汚泥再生処理センター整備・運営事業

イ．対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）

ウ．公共施設等の管理者

穂高広域施設組合　管理者　中山　栄樹

エ．事業目的

組合では、既存のし尿処理施設の老朽化が進行していること及び当該施設が地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の計画ルート上に存在することから、新たに汚泥再生処理センターを整備することとし、令和７年度に汚泥再生処理センター整備基本計画を策定しました。

本事業は、循環型社会の形成を推進するとともに、環境に配慮した施設を整備するため、本施設の設計・建設及び運営業務を一括して民間事業者に委託するものです。これにより、民間事業者の技術力を活用し、新たな工夫を取り入れることで、費用対効果に優れた施設整備及び長期にわたる効率的な施設運営の実現を目的とします。

オ．事業概要

令和７年度に策定した汚泥再生処理センター整備基本計画に基づき、以下のように事業概要を定めました。

事業用地	長野県安曇野市穂高北穂高１５８９番２ほか		
事業面積	約4,500 ㎡		
汚泥再生処理センター	処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、集落排水施設汚泥	
	処理方式	水処理方式	固液分離・希釈放流方式
		資源化方式	助燃剤化方式
	放流先	安曇野市公共下水道	
	施設規模	36kL/日 （し尿　：15kL/日 浄化槽汚泥　：15kL/日 集落排水施設汚泥：6kL/日）	

本事業はＤＢＯ方式により実施します。設計・建設業務は、建設請負事業者が行うこととします。また、運営業務は、運営事業者が行うこととします。

なお、落札者は、約30年間の本施設使用を前提とした設計・建設業務及び15年７か月の運営業務を行うこととします。

カ．事業期間（予定）

設計・建設期間：令和９年11月から令和12年８月末

運営業務期間　：令和12年９月から令和28年３月（15年７か月）

キ．契約形態

審査結果の公表後、組合は落札者との間に基本協定を締結します。その後、組合は基本協定に基づいて、落札者と基本契約を、建設請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結します。

事業契約の契約主体を別紙１「事業スキーム図（参考)」に示します。

ク．関係法令等の遵守

本事業を行うにあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとします。

ケ．事業スケジュール（予定）

項　　目	日　　程
実施方針の公表	令和８年８月
入札の公告	令和８年11月
落札者の決定	令和９年８月
基本協定の締結	落札者の決定後、速やかに
契約詳細の協議	令和９年９～10月
仮契約の締結（基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約）	令和９年10月
建設工事請負本契約に係る議会議決 本契約（基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約）	令和９年11月
建設工事着手	本契約後
施設の完成及び引渡し	令和12年８月
供用開始	令和12年９月

（２）落札者が実施する業務の範囲

落札者が実施する主な業務は、次のとおりとします。なお、業務範囲の詳細は、入札説明書類で示すこととします。

本事業の実施にあたっては、施設の機能面、安全面を十分に配慮し、新規の設計概

念等も導入してトータルコスト（建設費及び運営業務委託費）の低減を重視した計画とするように配慮してください。

ア．設計・建設業務

（ア）本工事

a　機械工事

(a)　受入・貯留設備工事

(b)　資源化設備（固液分離設備）工事

(c)　分離液希釈放流設備工事

(d)　希釈水取水設備工事

(e)　脱臭設備工事

(f)　給排水設備工事

b　配管工事

(a)　し尿及び浄化槽汚泥等系統配管工事

(b)　汚水系統配管工事

(c)　汚泥系統配管工事

(d)　空気系統配管工事

(e)　臭気系統配管工事

(f)　薬品系統配管工事

(g)　給排水系統配管工事

c　電気工事

d　計装工事

e　土木・建築工事

(a)　受入・貯留設備工事

(b)　資源化設備（固液分離設備）工事

(c)　分離液希釈放流設備工事

(d)　脱臭設備工事

(e)　給排水設備工事

(f)　処理棟工事

（イ）付帯工事

a　敷地造成工事

b　施設アクセス道路工事

c　構内道路工事

d　門扉・門柱、囲障工事

e　構内雨水排水工事

f　処理水放流管工事

g　上水引込配管工事

h　散水設備工事

i　植樹・造園工事

（ウ）その他工事等

a　機器付属品、工具、労働衛生安全用具等

b　説明用調度品

c　試運転及び運転指導

イ．運営業務

（ア）運転管理業務

a　各種設備の運転操作

b　受入業務・搬入管理

c　沈砂の除去・運搬・処分業務

d　脱水し渣※及び助燃剤の積込・運搬業務

e　分析・測定等

f　その他

※脱水し渣について、処理方法により発生しない場合には積込・運搬業務は発生しない

（イ）施設保全業務（保守点検業務）

a　各種設備の保守

b　水槽清掃

c　法定点検・法定検査

d　建物及び構内の保全管理

e　その他

（ウ）用役及び物品類の調達・管理業務

a　用役及び物品類の調達

b　保管・在庫管理

c　その他

（エ）その他業務

a　建物及び構内の清掃

b　植栽管理

c　構内及び搬入出路の除融雪

d　災害時対応

e　見学者等対応支援

f　住民対応への協力

g　その他

（オ）報告書等の作成

a　運転管理記録

b　施設保全記録

c　業務計画書・業務報告書等

d　その他

ウ．運営業務期間満了時の引継ぎ業務

組合は、運営業務期間満了後も本施設を継続して利用する予定です。したがって、本施設の解体撤去は本事業の範囲に含まれません。なお、組合は、運営業務期間満了前に、終了後の本施設の運営方法について検討するものとします。

運営事業者は、本施設が引渡し条件を満足していることを確認するため、引渡性能検査を行い、結果を組合に報告することとします。また、運営事業者は、次期の施設運営を担う者への引継ぎ事項を記載した文書を作成し、組合に提出することとします。また、引継ぎに際して組合が協力を求めた場合は、これに協力することとします。

（３）組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとします。

ア．事業用地の準備

イ．処理対象物の搬入

ウ．本事業の監視

エ．脱水し渣の処分※及び助燃剤の有効活用

オ．住民対応

カ．施設見学者への対応

キ．建設費及び運営業務委託費の支払い

ク．循環型社会形成推進交付金に係る手続き

※脱水し渣の処分について、処理方法により発生しない場合には実施しない

（４）建設請負事業者及び運営事業者の収入（組合からの支払分）

組合から支払う建設請負事業者及び運営事業者の収入は、次のとおりとします。なお、詳細な支払方法は、入札説明書類で示すこととします。

ア．設計・建設業務に係る対価

組合は、設計・建設業務に係る対価について、建設請負事業者に支払います。なお、物価変動により請負代金額が不適当となった場合には、請負代金額の変更を組合と協議できることとします。

イ．運営業務に係る対価

組合は、運営業務に係る対価について、運営事業者に支払います。なお、物価変動により運営業務委託費が不適当となった場合には、運営業務委託費の変更を組合と協議できることとします。

２　募集及び選定に関する事項

（１）募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、入札説明書類に定める参加資格を有し、組合が要求する性能要件を満足する技術提案を行うことができる応募者を対象に、制限付き総合評価一般競争入札により、落札者を決定します。

現時点で予定している募集及び選定のスケジュールは、次のとおりです。

項　　目	日　　程
入札の公告	令和８年11月上旬
入札説明書類の配布開始	令和８年11月上旬
入札説明書類に係る質問（１回目）の受付締切	令和８年11月中旬
入札説明書類に係る質問（１回目）への回答	令和８年12月上旬
参加資格審査申請書類の受付締切	令和８年12月中旬
参加資格審査の実施	令和９年１月中旬
参加資格審査結果の通知	令和９年１月下旬
現地確認・図書閲覧の実施	令和９年２月上旬
現地確認・図書閲覧に係る質問及び入札説明書類に係る質問（２回目）の受付締切	令和９年２月中旬
現地確認・図書閲覧に係る質問及び入札説明書類に係る質問（２回目）への回答	令和９年２月下旬
技術提案書の受付締切	令和９年４月中旬
技術提案書の基礎審査及び価格以外の要素の審査の実施	令和９年７月中旬
入札書の受付	令和９年８月上旬
価格要素の審査及び総合評価の実施	令和９年８月中旬
落札者の決定	令和９年８月下旬
基本協定の締結	落札者の決定後速やかに
契約詳細の協議	令和９年９～10月
仮契約の締結（基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約）	令和９年10月下旬
建設工事請負本契約に係る議会議決 本契約（基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約）	令和９年11月

（２）参加資格要件

組合は、参加表明書と併せて提出される参加資格審査申請書類に基づき、以下の事項を確認します。

ア．応募者の構成等

応募者の構成は、以下のとおりとします。

（ア）応募者は、「１（２）落札者が実施する業務の範囲」に掲げる業務等を実施する予定の者（１社がこれらの役割のいくつかを兼任または全て実施することを認める。）とする。

（イ）応募グループで本事業に参加する場合には、構成員のみで構成し、「２（２）ウ．（ア）プラントの設計・建設業務を担う者」を代表企業に定めること。

（ウ）応募グループで本事業に参加する場合には、応募者は、代表企業及びその他の構成員を明らかにするとともに、本事業の遂行上果たす役割等を構成員ごとに明らかにすること。

（エ）代表企業及び構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

（オ）代表企業または構成員が、他の代表企業または構成員となることは認めない。

（カ）代表企業または構成員と資本関係・人的関係にある企業が、他の代表企業または構成員となることはできない。

（キ）同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

イ．代表企業及び構成員の共通要件

代表企業及び構成員は、次の各号の要件を全て満たすこととします。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（イ）組合の入札参加資格者名簿に登録されていること。

（ウ）組合及び組織市町村において入札参加停止措置を受けていない者であること。

（エ）建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。

（オ）会社法第510条による特別清算開始命令がなされていない者であること。

（カ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされていない者であること（更生手続または再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格審査の再認定を受けた者を除く。）。

（キ）法人税、事業税、消費税（地方消費税を含む)、地方税を滞納していない者であること。

（ク）安曇野市暴力団排除条例（平成24年３月26日条例第３号）第２条第３号に規定する暴力団員または同条例第７条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

（ケ）組合が委託する本事業に係るアドバイザリー業務の受託者と、当該業務において提携関係、資本関係または人的関係を有する者でないこと。なお、本事業に係るアドバイザリー業務の受託者は、一般財団法人日本環境衛生センターである。

ウ．設計・建設業務を担う企業の要件

（ア）プラントの設計・建設業務を担う者

代表企業または構成員のうち、プラントの設計・建設業務を担う企業の少なくとも１社は、次の各号の要件を全て満たすこととします。

ａ　建設業法第３条第１項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ｂ　公告日において、建設業法第27条の23第１項に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、一定の水準以上であること。

ｃ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。

ｄ　地方公共団体（広域連合及び一部事務組合を含む。）が発注した循環型社会形成推進交付金事業における汚泥再生処理センターの新設工事またはリニューアル工事を元請として受注し、稼動開始に至った実績を複数有すること。ただし、水処理方式が固液分離・希釈放流方式、かつ、資源化方式が助燃剤化方式である汚泥再生処理センターの工事のみを対象とする。なお、共同企業体の構成員としての実績は、プラントの設計・建設業務を担う企業の出資比率が20％以上である場合に限り認める。

ｅ　清掃施設工事に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の新設工事またはリニューアル工事の施工経験を有する技術者を専任で配置できること。

（イ）建築物の建設業務を担う者

代表企業または構成員のうち、建築物の建設業務を担う企業の少なくとも１社は、次の各号の要件を全て満たすこととします。

ａ　建設業法第３条第１項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

b　地方公共団体（広域連合及び一部事務組合を含む。）が発注した建築一式工事を元請で受注し、完了実績を複数有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、建築物の建設業務を担う企業の出資比率が20％以上である場合に限り認める。

c　建築一式工事に係る監理技術者資格証の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

エ．運営業務を担う企業の要件

代表企業または構成員のうち、運営業務を担う企業は次の各号の要件を全て満たすこととします。

（ア）公告日において、運営同種業務※1を受託し、１年以上の実施実績を複数有すること。なお、特別目的会社の構成員としての実績は、運営業務を担う企業が運営同種業務※1を担当し、１年以上実施した場合に限り認める。

（イ）し尿処理に係る廃棄物処理施設技術管理者講習の管理課程を修了し、かつ、公告日において、運転管理業務※2（運営同種業務※1を含む。）の１年以上の経験を有する技術者を専任で配置できること。

※1 本業務の事業者選定手続きにおける運営同種業務とは、地方公共団体（広域連合及び一部事務組合を含む。）が所有するし尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）における施設の運転管理に加え、用役の調達・管理及び設備の修繕・整備について包括的に運営管理を行う業務とします。

※2 本業務の事業者選定手続きにおける運転管理業務とは、地方公共団体（広域連合及び一部事務組合を含む。）が所有するし尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）における施設の運転管理を行う業務とします。

オ．共同企業体の設立に関する要件

設計・建設業務を実施するため、共同企業体を設立する場合には、次の各号の要件を全て満たすこととします。

（ア）結成方法は、自主結成とする。

（イ）設立形態（共同施工方式・分担施工方式）は、任意とする。

（ウ）共同企業体の構成員の数は、任意とする。

（エ）共同企業体の代表者は、「２（２）　ウ．（ア）プラントの設計・建設業務を担う者」とすること。

（オ）共同企業体の代表者は、設立形態に関わらず、設計・建設業務の契約不適合責任の存続期間を含め、組合からの問合せ等に対する総合的な取りまとめを担うこと。

（カ）共同企業体の構成員には、組織市町村内に本社または本店を有する企業を必ず

含むものとする。

（キ）組合と契約を締結した共同企業体の有効期間は、設計・建設業務終了後、40日を経過した日までとすること。ただし、有効期間満了後であっても、設計・建設業務に係る契約不適合責任がある場合には、構成員は連帯してその責めを負うものとする。

カ．特別目的会社の設立に関する要件

本事業においては、特別目的会社の設立を必須とせず、事業者の提案に任せることとしますが、運営業務を実施するため、特別目的会社を設立する場合には、次の各号の要件を全て満たすこととします。

（ア）落札者は、基本協定締結後から事業契約締結までに、本施設の運営業務の実施のみを目的とした特別目的会社を設立すること。特別目的会社は、会社法に規定される株式会社とし、安曇野市内に本店を設置すること。

（イ）本施設の竣工から事業契約が終了するまでの間、無償で本店所在地を本施設内に設置することを認める。

（ウ）運営業務を担う全ての構成員は、特別目的会社へ出資すること。

（エ）全ての出資者は、事業契約が終了するまでの間、常に特別目的会社の株式を保有するものとし、譲渡担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

（３）審査及び選定

以下に示すフロー及び要領で、審査及び選定を行うこととします。

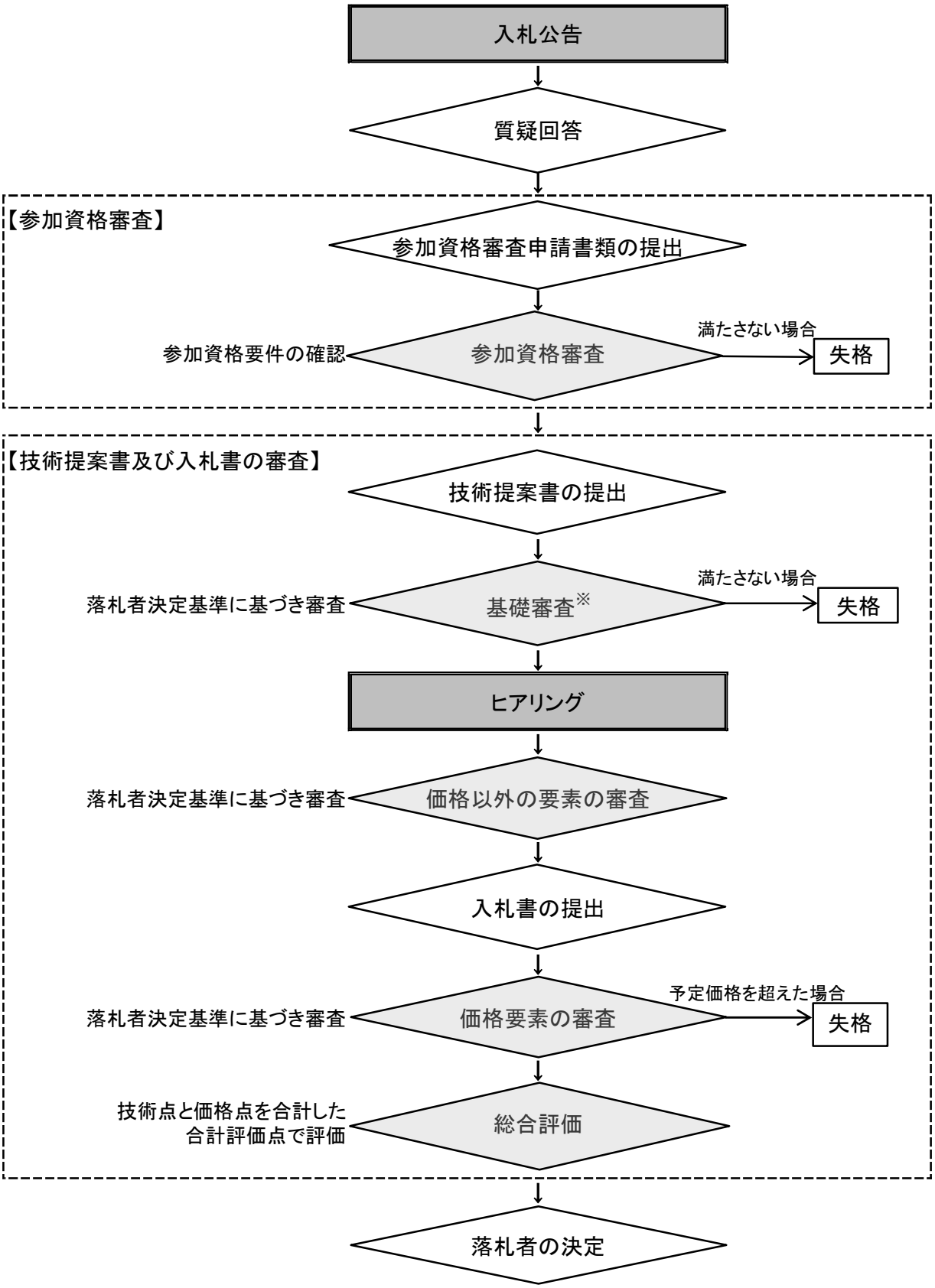

※ 基礎審査:要求水準書に示されている基本内容の確認　等

図　選定フロー（案）

ア．選定委員会の設置

組合は、審査を実施するにあたって、選定委員会を設置します。選定委員会は、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価した結果を組合に報告します。

イ．落札者決定基準

落札者決定基準は、価格以外の要素及び価格要素で構成します。なお、技術提案書の審査項目や審査基準等の詳細は、入札説明書類に示します。

ウ．参加資格審査の方法

応募者から提出された参加資格審査申請書類を基に、代表企業及び構成員が「２（２）参加資格要件」を満たしていることを確認します。選定委員会が審査を行い、認定の可否について、応募者に通知します。詳細な評価方法等は、入札説明書類に示します。

エ．技術提案書及び入札書の審査方法

認定者から提出された技術提案書及び入札書を基に、以下のとおり審査します。なお、審査基準の詳細等は、入札説明書類に示します。

（ア）基礎審査

基礎審査は、認定者から提出された技術提案書について、技術的観点から見て組合の要求する性能要件を満足するものであること等の確認を行います。満足する場合、価格以外の要素及び価格要素の審査に進みます。

（イ）価格以外の要素及び価格要素の審査

価格以外の要素の審査は、認定者から提出された技術提案書について、落札者決定基準に従い、選定委員会が技術点を採点します。なお、審査にあたっては、必要に応じて認定者へのヒアリングを実施します。

価格要素の審査は、入札参加者から提出された入札書について実施します。入札書に記載の金額が予定価格以下である場合に、落札者決定基準に従い、選定委員会が価格点を採点します。

（ウ）総合評価

総合評価として、選定委員会が、技術点及び価格点を合わせて総合評価点を算出します。また、総合評価点の最も高い者を落札候補者として、組合管理者に報告します。

オ．審査結果の公表

組合管理者は、選定委員会の報告を受けて、落札者を決定し、その結果を公表します。また、入札参加者に対して通知します。

カ．落札者の失格

落札者を構成する代表企業または構成員が、落札者決定から契約締結までに、本事業の事業契約に関して、次の事由に該当した場合は、失格とします。

（ア）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条または第８条第１項第１号もしくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合

（イ）贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により、個人もしくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、または逮捕を経ないで公訴を提起された場合

キ．落札者の決定及び非決定

組合と落札者は、入札説明書類に基づき契約を締結することとします。また、応募者がいなかった等の理由により落札者を決定できなかった場合、その旨を速やかに公表します。

（４）落札者決定後の手続き

ア．基本協定の締結及び契約詳細の協議

落札者は、審査結果の公表後速やかに、組合と基本協定を締結します。基本協定締結後、仮契約の締結に向け、組合と落札者は、契約詳細の協議を行います。

イ．特別目的会社の設立

運営事業者が特別目的会社である場合には、落札者は、基本協定締結から仮契約締結までに、特別目的会社を安曇野市内に設立することとします。

ウ．仮契約の締結

基本協定に基づき、組合と落札者は基本仮契約を、建設請負事業者は建設工事請負仮契約を、組合と運営事業者は運営業務委託仮契約を締結します。

エ．本契約

組合議会の議決を経た後、組合と建設請負事業者は、建設工事請負本契約となります。また、建設工事請負本契約に伴い、組合と落札者は基本本契約、運営事業者は運営業務委託本契約となります。

オ．交付金申請手続き等への協力

本事業は、循環型社会形成推進交付金を活用します。落札者は、組合が行う当該交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するよう、設計・建設業務の実施や関連資料の作成を行うこととします。

（５）著作権

提出資料の著作権は、応募者、認定者、入札参加者及び落札者に帰属することとしますが、審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において公表等を行うことができることとします。

（６）費用負担

申込みに係る経費は、応募者、認定者、入札参加者及び落札者の負担とします。

3　建設請負事業者及び運営事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

（1）想定されるサービスの水準・仕様

建設請負事業者及び運営事業者は、入札説明書類及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営業務を行うこととします。

（2）想定されるリスク及び分担

ア．基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「ＰＦＩ事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等に基づき、当該リスクを最も良く管理可能な者が適正に分担することとします。

イ．想定されるリスクの分担

組合と建設請負事業者及び運営事業者のリスク分担は、原則として別紙２「本事業に係るリスク分担」によるものとします。詳細については、実施方針に関する意見・質問を踏まえ、入札説明書類に示します。

（3）組合による事業の実施状況の監視

ア．設計・建設期間

建設請負事業者は、設計・建設業務に係る図書を組合へ提出し、組合の承諾を受けることとします。また、設計・建設業務の進捗状況について、組合に定期的に報告し、承諾を受けることとします。なお、組合は、必要に応じて、建設請負事業者に対して是正等の勧告を行います。

建設請負事業者は、設計・建設業務の進捗にあわせて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を組合に提出し、組合は同計画書の承諾を行います。引渡性能試験は組合の立会いのもと、性能保証項目について実施することとします。引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設請負事業者の負担において、法的資格を有する第三者機関が実施することとします。

また、業務の監視により、設計・建設業務の実施状況や結果が要求水準を満足していないと判断される場合には、組合は建設請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき建設請負事業者は必要な措置を講じることとします。

なお、組合は、設計・建設業務の実施状況の監視に関する支援業務を外部委託

する予定です。

イ．運営業務期間

組合は、運営事業者による運営業務の状況が要求水準を満たしていることを確認するため、運営業務の監視を行います。運営業務の監視にあたっては、運営事業者による精密機能検査の結果や施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用い、入札説明書類で定められた頻度、方法に従って行うこととします。また、運営業務の監視により、本施設が要求水準を満足していない、または、本施設性能を十分に発揮していないと判断される場合には、組合は運営事業者に改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は、必要な措置を講じることとします。

なお、必要に応じて、組合は自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析及び現場確認を行うことができるものとします。その他、必要に応じて周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができることとします。

なお、組合は、運営業務の実施状況の監視に関する支援業務を外部委託する予定です。

4　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

（1）本施設の立地条件

ア．事業用地

長野県安曇野市穂高北穂高１５８９番２ほか（穂高クリーンセンター内）

イ．事業面積

約4,500㎡

ウ．土地利用規制

都市計画区域　：安曇野市都市計画区域

用途地域　　：指定なし

防火地域　　：指定なし

高度地区　　：指定なし

建ぺい率　　：60％以内

容積率　　：100％以内

都市施設の決定：汚物処理場

日影規制　　：指定なし

エ．災害対策

施設の構造体、建築非構造部材及び建築設備は、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年策定）」の分類「Ⅱ類－Ａ類－乙類」に基づいて、大地震動に対する耐震安全性の目標を設定し、設計することとします。なお、プラント設備の構造設計に関しても、この目標を準用して計画することとします。

また、５ｍ未満の浸水に対し処理に支障が出ないよう対策を講じるほか、５ｍ以上の浸水に対しても早期復旧が可能となるよう対策を講じることとします。

オ．その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要等については、入札説明書類に示します。

（2）施設規模

計画処理量36kL/日とします。

（3）本施設の配置

本施設の配置については、組合の配置計画のイメージ図として別紙３「全体配置計画（イメージ図）」に示します。

5　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と建設請負事業者及び運営事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うこととします。また、契約に関する紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業は、令和12年９月１日に本施設が供用開始され、運営業務委託契約に基づいて、令和28年３月31日まで運営が適切に継続される必要があります。このため、運営業務委託契約書には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻またはその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を示し、その規定に従い対応することとします。

特に、運営事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、組合は運営事業者に一定の回復期間を与え、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととします。ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合、または運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、組合は、運営事業者との運営業務委託契約を解除し、運営業務を担う新たな民間事業者を選定することとします。

7　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

（１）法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業について、建設請負事業者及び運営事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は予定していません。なお、法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努めます。

（２）財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業について、建設請負事業者及び運営事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していません。

（３）その他の支援に関する事項

本事業の実施に必要な許認可に関し、組合は必要に応じて協力します。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、組合と建設請負事業者及び運営事業者で協議により対応策を検討することとします。

８　その他本事業の実施に関し必要な事項

（１）議会の議決

建設工事請負本契約に当たっては、組合議会の議決を経るものとします。

（２）実施方針に関する手続き

ア．実施方針に関する意見・質問の受付

実施方針に関する意見・質問がある場合は、添付様式の「汚泥再生処理センター整備・運営事業実施方針に関する意見・質問書」に、意見及び質問内容を簡潔にまとめて記載し（手書き不可)、電子メールにより、以下の期限までにご提出下さい。質問書の送信に当たっては、件名を「【実施方針に関する質問】会社名」としてください。また、「Microsoft Word」（Windows版）で作成したうえで提出してください。なお、電話、口頭、ＦＡＸ及び郵送等による問い合わせには応じませんのでご留意ください。

事業用地等の見学等については、要望があった場合に調整し、実施します。ただし、現施設の運転や組合の業務状況等により応じられない場合があります。

（ア）意見・質問書の提出先

「８（３）本事業に関する問い合わせ先」に示すメールアドレス

（イ）意見・質問書の提出期限

令和８年８月２８日（金）17時まで

イ．実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は、令和８年９月１１日（金）までに組合のホームページにおいて公表します。なお、提出のあった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するもので、組合が必要と認めたもののみ回答するものとし、全ての意見、質問について回答するとは限りません。

ウ．実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更することがあります。

（３）本事業に関する問い合わせ先

住　所：〒399-8302　長野県安曇野市穂高北穂高１５８９番地２

宛　先：穂高広域施設組合（穂高クリーンセンター）大塚、佐々木

E-mail：kouiki-seibi@azumino-hotaka.jp

ＴＥＬ：0263-82-2147

ＦＡＸ：0263-82-8779

（添付様式）

汚泥再生処理センター整備・運営事業
実施方針に関する意見・質問書

商号及び名称　：
担当者氏名　　：
電話番号　　：
FAX　　：
電子メール　　：

番号	頁	項目番号	項目名	意見・質問事項

※意見・質問事項ごとに番号をつけてください。
※意見・質問は簡潔に記載してください。
※意見・質問事項が１枚で収まらない場合は、複数枚に分けて記載してください。

別紙１　事業スキーム図（参考）

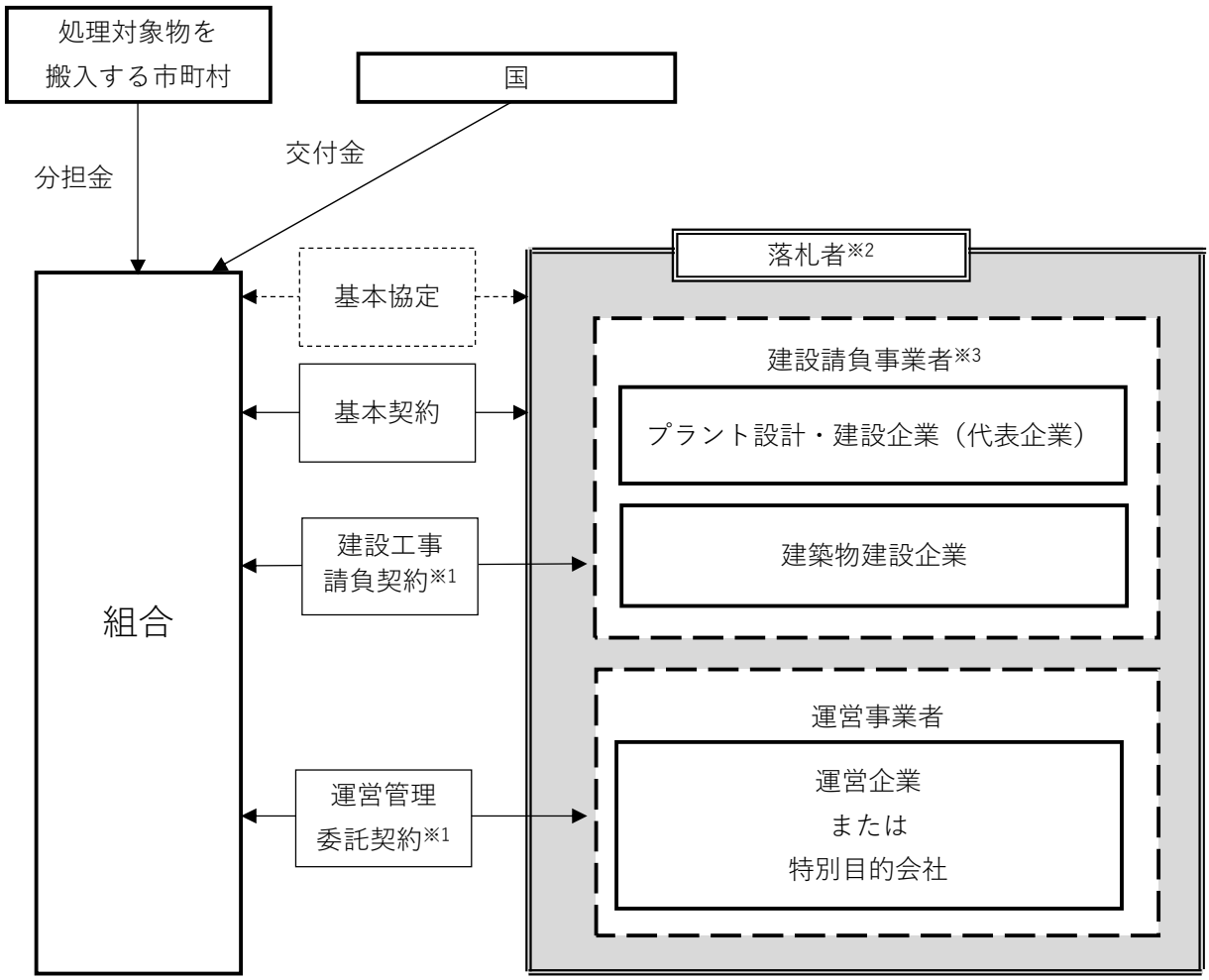

※1 基本契約に基づいて、各事業者と契約締結する。
※2 １社で設計・建設業務及び運営業務を実施可能な場合には、１社でも応募可能である。
※3 １社でプラント設計・建設業務及び建築物建設業務を実施可能な場合には、１社でも応募可能である。

別紙２　本事業に係るリスク分担

期間	リスク項目		概　　要	分担	
				組合	民間事業者
1 全般	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○
			上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	政策方針の変更による操業中止、コスト増大リスク	○	
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
	社会環境	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			民間事業者の責めによらない住民対策に係るリスク	○	
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等、維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
			民間事業者の責めによらない第三者賠償に係るリスク	○	
		環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	物価変動		インフレ／デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲内）		○
			インフレ／デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲外）	○	
	資金調達		組合において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○	
	金利変動		金利上昇に伴う組合における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク	○	
	不可抗力		天災等の不可抗力によるリスク	○	△※
	債務不履行		民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
			契約以降の組合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○	
	事業者選定及び契約		応募、提案書及び各種契約書等作成に係るコスト		○
	技術革新リスク		技術の陳腐化に起因するもの	○	△

○：主分担、△：副分担

※不可抗力リスクに関して、民間事業者は加入している保険で適応可能な場合のみリスクを分担する

期間	リスク項目	概　　要	分担	
			組合	民間事業者
2 計画段階	測量・調査	組合が実施した地形・地質等現地調査結果に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク	○	
		建設請負事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク		○
	設計	建設請負事業者の設計ミス等に基づく遅れによるコストの増大リスク		○
		組合の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大リスク	○	
	用地確保	事業用地の確保に関するリスク	○	
	変更	建設請負事業者の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク		○
		組合の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク	○	
3 建設段階	工事遅延	資材調達、工程管理等の建設請負事業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク		○
		組合の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク	○	
	工事費増大	建設請負事業者の事由による工事費の増大リスク		○
		組合の提示条件不備による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○	
	既存施設への影響	建設請負事業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
	性能未達	施設が要求水準書（発注条件）に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○

○：主分担、△：副分担

期間	リスク項目	概　　要	分担	
			組合	民間事業者
4運営段階	搬入量・搬入性状	搬入量及び搬入性状が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク	○	
	性能未達	運転維持管理に起因する性能未達		○
	契約不適合責任	事業期間中における保証（契約不適合）に係るリスク		○
	運営コスト	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
		搬入物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク	○	
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○
	施設損傷	要求水準書（発注条件）に規定する仕様等を満足してもなお発生する天災等、不可抗力の事由によるもの、及びその他運営事業者の責めによらない偶発的な事故等による施設損傷の修復コスト	○	
		運営事業者の責めによる事故、火災、その他の施設損傷の修復コスト		○
5事業終了段階	施設の健全度	事業期間終了時における要求水準の保持		○

○：主分担、△：副分担

別紙３　全体配置計画（イメージ図）

※事業用地は上記のとおりですが、施設の配置は応募者の提案によります。